

宮崎地賃審発第4号  
令和3年8月10日

宮崎労働局長

田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会

会長 松岡 優子



宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月2日付け宮崎労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月4日発効の宮崎県最低賃金（時間額790円）は令和元年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議する。

宮崎県最低賃金

1 適用する地域

宮崎県の区域



2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 821円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790 円
- (3) 発効日 令和元年10月4日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）  
生活扶助基準（第1 類費＋第2 類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,727 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

$$790 \text{ 円 (宮崎県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 112,176 \text{ 円}$$

※ 令和3年7月1日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会の資料 No.2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

## 付帯決議

新型コロナウイルス感染症の影響はワクチン接種が進んでもなお、先行きが不透明な状況の中、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持できるよう最大限の配慮を国に求めるとともに、地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう当審議会として全会一致で下記付帯決議する。

## 記

- 1 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう「雇用調整助成金」、「業務改善助成金」、「事業再構築補助金」をはじめとする各種支援策を強化すること。
- 2 コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者に対しては特例措置として、賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付等支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議が行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。